有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者１者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1.指名停止業者及び措置の内容
株式会社坂東
期間：令和6年3月11日～令和6年5月10日（２ヶ月）
範囲：近畿運輸局管内

2.指名停止の理由
株式会社坂東の取締役は、独立行政法人国立病院機構が運営する大阪刀根山医療センター（大阪府豊中市）が発注した事務用品などの随意契約で、令和３年１０月ごろ同病院の元職員へ同社が有利になるよう便宜を図った見返りに現金７０万円を渡したとして、令和６年１月２９日、贈賄の疑いで大阪府警に逮捕された。

当該事実については、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第3号ロ（贈賄）に該当するため。